

広島県告示第五百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防を行うサービス事業所	指定年月日
	名 称	所在地		
	有限会社エクセレント	広島市中区西平塚町四一五	介護付有料老人ホームエクセレント	平成一九年二月一日